

## 初めにお読みください（慰労金・支援金について）※8.26更新

慰労金及び支援金（医療分）について、概要は次のとおりです。

慰労金及び支給金については、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の中で、次の事業を指しています。

### 【慰労金】新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業（1人当たり：5万円～20万円）

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを伴う厳しい環境の中、強い使命感をもって医療機関等で業務に従事した方々に対して支給します。

### 【支援金】医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援事業（補助上限：病院200万円＋病床数加算、有床診療所200万円等）

医療機関等が、施設内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、求められる医療を提供するために要する経費に対して支給します。

※ 対象施設は、医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）、薬局、訪問看護ステーション及び助産所。（ただし、医療機関は保険医療機関、薬局は保険薬局（調剤薬局）、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者）

## 1 申請方法

(1) **【慰労金】** 事務作業として、まず次の「代理受領委任状」を対象職員全員から集めてください。

➢ 05 秋田県\_入力用\_慰労金\_申請書等 - 様式第3号の1又は様式第3号の2（使いやすい方）

※ 「（様式第2号）給付対象内訳」に職員情報を入力し、対象者を確認の上、委任状を集めても結構です。

(2) **【支援金】** 事務作業として、まずは支給対象経費について、「令和2年4月1日～現在までの整理」と、「現在～令和3年3月31日までの見込みを想定」してください。

※ 申請時は期間を通算（令和2年度中の必要経費）しますので、明確な区分は必要ありません。

(3) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の「**オンライン請求システム**」（毎月の診療報酬請求に使用しているシステム）を導入している医療機関等は、次の流れになります。

### ① **【慰労金】**

➢ 05 秋田県\_入力用\_慰労金\_申請書等 に入力してください。

※ 入力の際、(1)が役立ちます。

### ② **【支援金】**

➢ 05 秋田県\_入力用\_支援事業\_申請書等 に入力してください。

### ③ **【慰労金・支援金】**

①、②で記入した申請書等を「オンライン請求システム」により提出してください。

手続きの流れは、次の資料をご確認ください。

➢ 02-01 手続きの流れ（慰労金・支援金）オンライン請求システムを導入している医療機関等用

(4) 次により申請する場合があります。

○ **【慰労金・支援金】** 国保連の「オンライン請求システム」未導入の医療機関等による申請

- ・インターネット環境がある場合 → 専用の「**WEB 申請受付システム**」による申請
  - ・インターネット環境がない場合等 → **紙媒体・電子媒体（CD-R 等）**による申請
- 手続きの流れは次の資料をご確認ください。

➢ 02-02 手続きの流れ（慰労金・支援金）オンライン請求システム未導入の医療機関等用

○ **【慰労金】** 保険薬局（調剤薬局）による申請

オンライン請求システム導入の有無に関わらず、手続きが異なります。

手続きの流れは、次の資料をご確認ください。

➢ 02-03 手続きの流れ（慰労金）保険薬局（調剤薬局）

- **【慰労金】** 現時点で、医療機関等を退職している個人による申請  
手続きの流れは、次の資料をご確認ください。

➤ **02-04 手続きの流れ（慰労金）個人からの申請**

- ※ 退職している方も、勤めていた職場からまとめて申請していただくことを基本としています。これは、個人申請の場合、勤め先が発行する就労証明や、免許証・保険証等の本人確認の資料等が必要となるためです。何らかの事情でまとめての申請が出来ない場合のみ、個人申請としてください。

## 2 留意事項

- (1) **【慰労金・支援金】** 申請受付は、**令和3年2月までの毎月15日～月末の間のみ**可能です。  
※ 7月中は、「オンライン請求システム」及び「WEB 申請受付システム」は25日から申請可能です。  
紙媒体（郵送）は27日からご提出ください。（原則として国保連で受け付けますが、慰労金の調剤薬局・個人申請の場合等は県で受け付けます。国保連・県ともに、郵送の窓口業務は土日祝日を除きますのでご注意ください。）
- (2) **【慰労金・支援金】** 医療機関等への入金は、**申請月の翌月末**になる予定です。  
※ 紙による申請、申請の集中や申請書の記載ミスにより審査等に時間を要する場合、**交付決定額の入金が申請月の翌々月末**になりますので、**予め御了承ください。**
- (3) **【慰労金】** 申請に当たっては、個人申請を除き、給付対象者全員から、「代理受領委任状」を徴収する必要があります。
- (4) **【慰労金】** 対象者（職員）1人につき、1回限りの支給であり、支給後に慰労金を変更することはできませんが、対象者が申請から漏れていた場合には、追加で申請することが可能です。
- (5) **【支援金】** 申請は慰労金と異なり、1回のみです。令和2年度末までの経費を想定して、あらかじめ補助上限額で申請することをご検討ください。

## 3 その他

- 事業の実施に当たっては、秋田県国民健康保険団体連合会に申請及び支払業務の委託を行うほか、その他の業務についても外部事業者に業務委託を行う予定です。
- **慰労金・支援金**に関するお問合せ先は次のとおりです。

| 内容  | 担当機関等  | 連絡先   |
|---|--|---|
| 補助上限額、対象施設、対象経費等に関すること  | 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター<br>(平日 9:30～18:00)                                   | 電話：0120-786-577   |
| オンライン請求システム、WEB申請受付システムに関すること<br>※当該システムの利用に限り質問受付。申請書の作成方法等については、下記にご質問ください。 | ヘルプデスク<br>※毎月、申請期間（15日～月末）の平日対応（7月中は土日祝日対応）8月までは8:00～21:00、9月以降は8:00～17:00 | <b>【オンライン請求システム】</b><br>電話：0120-041-422<br><br><b>【WEB 申請受付システム】</b><br>電話：0120-112-166 |
| その他   | 秋田県健康福祉部福祉政策課  | <b>【慰労金】</b><br>FAX：018-860-3841<br>MAIL：welfare@pref.akita.lg.jp                       |
|   | 秋田県健康福祉部医務薬事課  | <b>【支援金】</b><br>FAX：018-860-3883<br>MAIL：akitaimu@mail2.pref.akita.jp                   |

- ※ 事業開始後は、多くの質問が県に寄せられることが予想されます。回答に差が生じないように、質問に対しては、庁内で協議の上回答しますので、FAX又はメールにより質問を受付けます。回答は、県公式ウェブサイト「美の国あきた」に掲載します。

- ※ 新型コロナ感染拡大防止の観点から、来庁による質問はご遠慮ください。